

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見等に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により指宿市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和3年4月2日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び南薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

令和3年4月2日

鹿児島県知事 塩田康一

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス指宿市役所前店

指宿市十町土地区画整理事業58街区1号画地 外

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第5条第1項の規定による新設に関する届出

令和2年11月6日

3 意見の概要

設置する機器や掘削作業等が、騒音規制法や振動規制法、県公害防止条例、指宿市環境保全条例で定める特定建設作業や特定施設に該当する場合は、それぞれの所定の届出を行うこと。該当しない場合でも、作業時の騒音、振動による周辺への影響について、十分に配慮すること。